

平成29年12月5日

浜松市財務部調達課

平成31・32年度入札参加資格審査申請（定期申請）における 解体工事業の取扱いについて

平成30年11月の実施を予定している「平成31・32年度入札参加資格審査申請（定期申請）」において、建設業法改正に伴い、建設工事のうち解体工事業については下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 建設業法改正の概要（解体工事業の新設に伴う経過措置）

建設業法等の一部を改正する法律（平成28年6月1日施行）の施行の際、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずにとび・土工工事業の許可により解体工事を施工することが可能です。ただし、平成31年6月1日以降は解体工事業の許可が必要となります。

2 本市の解体工事業の取扱いについて

（1）解体工事業の許可を受けている場合

→「平成31・32年度入札参加資格審査申請（定期申請）」において解体工事を希望することができ、平成31年6月1日以降も引き続き解体工事に係る入札に参加することができます。

（2）解体工事業の許可を受けておらず、平成28年5月31日時点において、とび・土工工事業の許可を受けて営業を営んでいる場合

→解体工事業の新設に伴う経過措置により、「平成31・32年度入札参加資格審査申請（定期申請）」において解体工事を希望することができますが、平成31年6月1日以降は解体工事に係る入札には参加できません。ただし、新たに解体工事業の許可を取得した場合には、入札参加資格登録変更届を提出することにより、変更届の受付日から解体工事に係る入札に参加することができます。

※上記のいずれの場合においても、該当する業種の経営事項審査を受審する必要があります。

3 その他

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町 103-2

浜松市財務部調達課工事契約グループ

Tel:053-457-2176